

三番瀬再生計画案

第三章 課題

1) 再生事業の進め方 (156 頁)

・ 環境アセスメントとモニタリングの実施

再生計画にしたがい事業を進めるにあたっては、事業が環境に与える影響について、実施前に十分に、調査、予測、評価し、市民参加のもとで、環境影響の少ない事業計画としていくことが必要です。

(略)

また、継続的なモニタリングを実施して状況を把握し、問題があった場合に速やかに対応する仕組みとすることが必要です。

4) 科学的な調査の継続・充実 (158 頁)

三番瀬の再生にあたって、しっかりとした科学的な調査を継続的、定期的に行い、その結果にもとづいた検討を行うことが不可欠です。これまで、多くの調査がなされてきましたが、依然として十分な科学的なデータが得られていません。今後、さらに科学的な調査を継続し、充実していくことが必要です。

3) 関係者の強調・協働 (157 頁)

三番瀬の再生は息の長い取組みとなることから、地域の関係者が、目標を共有し、互いの立場の違いを理解しつつ、互いに協力しながら取組む必要があります。しかしながら、現在、三番瀬の地域においては、さまざまな感情的なすれ違いが見られ、円卓会議の場においても、それがしばしば現れることとなりました。今後、三番瀬の再生という一大事業にむかって、地域の関係者の相互の理解と協働が進められるように切に望みます。

千葉県三番瀬再生計画 (基本計画) (素案)

第3章 三番瀬の再生の推進方法

三番瀬の再生を効果的に推進するため、次の事業の進め方、推進体制に則り、取り組んでいきます。

第1節 事業の進め方

事業の実施については、順応的管理によることとし、具体的には、1 実施に係る計画の策定 (Plan) 2 実施 (Do) 3 評価 (Check) 4 対策の検討 (Action) という「P D C A」のマネジメントサイクルに則り、進めていきます。

第2節 推進体制

三番瀬の再生については、これまでに経験のない取組や長期間にわたる取組を進める必要があるため、財政状況を勘案しつつ、一層の創意工夫や効果的な推進体制の構築が必要となります。

県では、これまで以上に国や、市川市、船橋市、習志野市、浦安市 (以下「4市」という。)との連携を深めるとともに、県民、地域住民、漁業関係者、NPO等からなる三番瀬再生会議や個別の検討委員会を設置し、関係者が、目標を共有し、互いの立場の違いを理解しつつ、協力し合いながら取り組みます。

また、三番瀬は約1,800ヘクタールという広い面積を有し、その海域は4市に面しており、その再生には、広範囲の地域における息の長い取組が必要です。このような中で、三番瀬に関心や理解を有するより多くの県民や地域住民が参加できるような三番瀬の再生に向けた「県民運動」の立ち上がりが望まれます。そのため、県としても、そのような運動の立ち上がり、育成への支援を行っていきます。